

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：32649

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730475

研究課題名(和文) 後発福祉国家の雇用保障と社会保障に関する国際比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study on Employment Policy and Social Security in late-coming welfare states

研究代表者

金 成垣 (Kim, Sung-won)

東京経済大学・経済学部・准教授

研究者番号：20451875

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究において、雇用保障・社会保障政策からなる全体としての福祉国家を捉えるアプローチから、主に福祉国家の成立期に焦点をあてて東アジア諸国・地域を比較分してきた。特に西欧諸国における先発福祉国家の経験との対比で、後発福祉国家としての日本や韓国、中国の歴史と現状を明らかにし、それと同時にその後発福祉国家のなかにみられる類似性と多様性を探るための他国間比較分析を行ってきた。

これを通じて、従来の比較福祉国家研究の分野でこれまでほとんど注目されてこなかった後発福祉国家を捉える理論的視点を確立するとともに、各国・地域の制度改革のための実践的な政策課題を提示することができた。

研究成果の概要(英文)： In this study, in order to have an overall view of welfare states, taking into account employment policy and social security policies, we conducted a comparative analysis of welfare states mainly in East Asian areas and countries. In particular, we detailed the present and historical situations in Japan, Korea, and China as examples of late-coming welfare states and drew comparisons with early-coming welfare states in Western European countries. Our comparative analysis also identified the similarities and differences between late-coming welfare states.

We therefore succeeded in establishing a theoretical viewpoint to comprehend those late-coming welfare states that attracted little attention in the traditional field of comparative study on welfare states. We also suggested practical policy recommendations for institutional reforms in these areas and countries.

研究分野：福祉社会学，比較福祉国家論

キーワード：後発福祉国家 雇用保障 社会保障 東アジア 日本 韓国 中国

1. 研究開始当初の背景

1990年代後半以降、比較福祉国家研究の分野では、日本を含む東アジア諸国・地域に関する研究が盛んになってきた。多様な研究が行われるなか、それらの国・地域の福祉国家に関しては、西欧諸国の歴史的経験と同一線上でとらえることはできず、むしろ「先発」と「後発」といった時間軸の視点を比較分析のなかに取り入れることの重要性が指摘された。いうならば後発福祉国家論という視点である。2000年代半ば以降、申請者を含め、その後発福祉国家論の立場から、西欧中心の従来の比較福祉国家研究のもつ方法論的限界を克服し、その従来の議論からは説明しきれない後発国としての東アジア諸国・地域の歴史や現状またその特徴と展望を究明しようとする研究が活発に行われてきた。

ただし、それらの研究にはいくつか重要な限界があった。1つは、多くの研究で分析の焦点が社会保障に偏っていた点である。ところが、歴史的にみて福祉国家が雇用保障と社会保障の両政策から構築・展開されてきたことを認識すれば、社会保障の分析だけで、福祉国家の特徴が十分にとらえられるとはいえない。もう1つは、西欧諸国との比較のさい、東アジア諸国・地域が後発国として一括りにされることが多かった点である。しかし、西欧諸国と同様に東アジア諸国・地域のなかにも多様性が存在することを認識すれば、その多様性についても注目しなければならず、それにより、後発福祉国家論の方法論的論点がより明確になるはずである。

2. 研究の目的

以上のようなこれまでの研究の成果と限界をふまえて、本研究課題においては主に以下の3点に焦点を当てて研究をすすめてきた。

(1) いままでの社会保障に関する分析に加え、東アジア諸国・地域における雇用保障についての歴史・現状分析を行う。そもそも福祉国家というのは、失業者や貧困者に対して、仕事の提供や雇用の安定を図る雇用保障政策と、直接所得を保障し当面の生活の維持を図る社会保障政策とが1つのセットとなって形成・発展してきた。しかし多くの研究において、前者の雇用保障政策についての分析や両者の関連性についての分析は乏しい。例えば、日本の場合、労働者保険と地域保険との結合として生まれた国民皆保険・皆年金体制が、西欧にはみられない日本独特の社会保障制度体系と指摘されることは多いものの、それを生み出した、西欧の完全雇用政策とは異なる日本の全部雇用政策を指摘する研究はほとんど見当たらない。この雇用保障のあり方の違いを視野に入れない限り、日本の社会保障の特徴が生み出された因果関係的要因を適切に説明することができないにもかかわらず、分析の焦点は社会保障制度のみに当

てられる傾向が強かった。このような問題は、日本のみならず、東アジアに関する従来の研究、さらには西欧を含む比較福祉国家研究一般に共通にみられる限界ともいえる。本研究においては、いままで軽視されてきた雇用保障に焦点を当てて、その社会保障との関連性を視野に入れながら、両政策の歴史的展開と現状、そしてその多国間比較分析を試みる。

(2) これにより、社会保障を中心として展開してきた後発福祉国家論に、雇用保障を捉える視点を加え、より包括的な理論を構築することをめざす。後発福祉国家論の主な問題関心は、後発国が福祉国家化を主な課題としたときに、どのような戦略をとるのか、福祉国家化のパターンの特徴はどこにあるのかといった点にある。上記の日本の経験に照らしていえば、全部雇用政策と国民皆保険・皆年金体制を両軸とする福祉国家体制の構築は、当時日本が経験していた「経済の二重構造」問題への対応戦略という性格が強い。これは、後発資本主義としての日本の固有の問題であったのであるが、じつはそのような日本の経験は、同じ後発資本主義国としての韓国や台湾、そして最近では中国においてもみられるものである。そして、その「経済の二重構造」問題への対応として展開されている雇用保障と社会保障をみると、それら後発国の間に非常に類似したパターンを発見することができる。本研究では、後発国であるがゆえに共通的にみられる雇用保障と社会保障の特徴、そしてその背後にある歴史的問題を明らかにすることによって、後発福祉国家論のさらなる理論的發展を試みる。

(3) 後発福祉国家論の展開にあたり、西欧の先発国と区別される東アジアの後発国の共通性だけでなく、東アジア域内の多様性にも着目する。上記のように日本、中国、韓国、台湾などの東アジア諸国・地域が、後発国として共通性をもつことは確かであるが、それらの間には、資本主義の展開や福祉国家化においてタイムラグが存在しており、それに起因して、各国の雇用保障と社会保障の展開やそのあり方に構造的な相違が現れている。

以上のように本研究課題では、これまでの後発福祉国家論の弱点を克服すべく、雇用保障と社会保障を同時に視野に入れて、主に日本、中国、韓国、台湾の歴史・現状分析と国際比較分析を行い、それによって後発福祉国家論のさらなる理論的洗練を図るとともに、それをさらに政策論の展開にまでつなげていくことをめざす。

3. 研究の方法

本研究は、平成24～26年度の3年間にかけ行うものであり、大きく歴史・現状分析、理論研究、政策論に分けて実施した。

(1) 歴史・現状分析においては、これまでの日中韓台の社会保障についての分析に加え、雇用保障の歴史・現状に関する資料を収集し、それぞれの制度・政策とその相互関係性についての各国分析や多国間比較分析を行った。

(2) 理論研究においては、(1)の歴史・現状分析をふまえて、従来の比較福祉国家研究と東アジア研究に関する理論的検討を行うことによって、後発福祉国家論のさらなる洗練化を試みた。

(3) 政策論においては、(1)と(2)をふまえたうえで、それぞれの国・地域が置かれている政治経済社会的状況に照らしながら諸政策・制度の改革の方向性と、東アジアとしての地域協力や共通政策の実現の可能性についての検討を行った。

4. 研究成果

このような後発福祉国家論の限界を克服すべく、2010年代に入り申請者は、雇用保障・社会保障政策からなる全体としての福祉国家をとらえる視点を明確にしたうえで、後発国としての日本や中国、韓国など各国の歴史と現状を明らかにし(2012a; 2012b; 2012c; 2012d; 2013b)、それと同時にその後発国のなかの類似性と多様性を探るべく多国間比較分析を行ってきた(2011a; 2011b; 2013a; 2013b; 2013c)。

ここでは紙幅の制限により、日本と韓国の歴史と現状についての比較分析に絞って具体的な研究成果を紹介したい。

雇用保障と社会保障を両軸にした全体としての福祉国家を想定すれば、日本では戦後直後から1950年代にかけて、韓国では1990年代後半から2000年代にかけて福祉国家が成立した。その詳しい過程は本稿では割愛するが、成立期において日本では、雇用保障としては「全部就業政策」、社会保障としては「混合型社会保険」、そして韓国では、雇用保障としては「全部雇用政策」、社会保障としては「単一型社会保険」が、福祉国家を構成するもっとも重要な要素として定着した。その中身とそれをもたらした要因については次のように説明できる。

戦後、日本では急速な工業化が進められていた。その際、後発資本主義国として、農業や零細中小企業など前近代的な従来の産業部門に数多くの過剰人口を残しながら、相対的に少ない労働力をもって重化学工業を中心とした近代産業部門の成長を試みた。

そのような状況のなかで福祉国家の成立を進めた日本では、雇用保障政策の整備において、西欧諸国の福祉国家成立期に一般的にみられたような、生産性の高い近代産業部門

で雇用の創出と拡大をはかる完全雇用政策だけでは十分な雇用が生まれないとされ、それとともに、生産性の低い従来の産業部門に対する保護政策、つまり中小企業・自営業保護政策が積極的に推進された。そして、この完全雇用政策と中小企業・自営業保護政策からなる、いわゆる「全部就業政策」の推進によって、近代産業部門における雇用のみならず、従来の産業部門における、雇用関係のないあるいは弱い就業形態をも守ろうとすると、社会保障政策の整備においても職域保険だけでは不十分で、その職域保険からカバーできない家族経営等の零細中小企業の従事者や農業等の自営業者をカバーするための地域保険を整備せざるをえなかった。このように、完全雇用政策と中小企業・自営業保護政策からなる「全部就業政策」とセットとして、職域保険と地域保険からなる「混合型社会保険」が生まれ、それによって国民皆保険・皆年金体制が実現できたのである。

以上のような戦後の日本における福祉国家成立の経験と比べると、韓国で福祉国家が成立した1990年代後半から2000年代にかけての状況は大きく異なっていた。韓国は当時、農業はもちろん、重化学工業を中心とした製造業分野が著しく減少し、新しい産業としてサービス産業が急成長する時期であった。

そのような状況のなかで、日本の福祉国家の成立期にみられた重化学工業を中心とした製造業分野での完全雇用政策も、また農業や零細中小企業保護政策も、雇用保障政策としては有効性を失っていた。急成長するサービス産業、なかでも保育や教育、介護や看護などといった社会サービス分野での需要の増加と雇用の拡大が期待され、その社会サービスを提供する社会的企業のようなサードセクターを主な担い手とする雇用の創出と拡大政策が展開されるようになった。これが日本の「全部就業政策」と異なる韓国の「全部雇用政策」といえる。重要なのは、この「全部雇用政策」の展開の状況のなかで、地域保険に対しては大きな役割が期待できず、むしろ職域保険の性格を有した一元化した制度から国民皆保険・皆年金体制を構築することが合理的な選択であった。そこで、日本の「混合型社会保険」とは異なる「単一型社会保険」が生まれた。

以上をまとめると、工業化時代に福祉国家を成立させた日本、サービス産業化時代に福祉国家を成立させた韓国という、両国における福祉国家成立のタイミングの相違によって異なる特徴をもった雇用保障と社会保障が生まれ、当然それを両軸にしたそれぞれ異なるあり方の福祉国家が成立したといえる。成立後、いわゆる経路依存性によって初期の特徴を多かれ少なかれ残しながら福祉国家が発展・変容していくものと考えられる。

以上のような日韓比較分析は、何より福祉国家成立のタイミングによって、雇用保障と社会保障のあり方、つまり福祉国家の全体のあり方が変わってくるということを明らかにした点で、従来の比較福祉国家研究の重要な問題提起ができたといえる。

たしかに西欧諸国を中心とした従来の比較福祉国家研究において、そのタイミングの問題が注目されることはほとんどなかった。なかでもそのメインストリームといえる Esping-Andersen の福祉レジーム論に対して、3つのレジームの間に「じつは時間差があったにもかかわらず、3つを同時に扱っている」という限界が指摘されるように、福祉国家の多様なあり方を分析する際に、その歴史的な展開におけるタイミングの問題は軽視されることが多かった。しかし上記の日韓比較分析でも明らかになったように、各国の福祉国家の成立やその後の展開過程におけるタイミングの違いによって、それに起因して動員しうる政策手段に相違が生まれ、その結果、福祉国家の全体的なあり方が変わってくるものと考えるのが妥当であろう。

この意味において、上記の日韓比較分析からの問題提起を受け止めて、日韓のみならず西欧諸国をも対象に、福祉国家の歴史的な展開におけるタイミングの問題に着目した共通の枠組みから国際比較研究を行うことが今後の重要な研究課題となる。

<引用文献>

金成垣 (2011a) 「若者の貧困と社会保障」樋口明彦ほか編『若者問題と教育・雇用・社会保障』法政大学出版局。

金成垣 (2011b) 「日本と韓国における失業・貧困対策」『週刊社会保障』No.2611。

金成垣 (2012a) 「後発福祉国家としての日本」『週刊社会保障』No.2667。

金成垣 (2012b) 「福祉国家とポスト福祉国家の狭間で」盛山和夫ほか編『少子高齢社会の公共性』東大出版会。

金成垣 (2012c) 「後発福祉国家における雇用保障政策」『社会科学研究』第63巻第5・6号。

金成垣 (2012d) 「失業者の社会保障」埋橋孝文ほか編『中国の弱者層と社会保障』明石書店。

金成垣 (2013a) 「後発福祉国家としての韓国」『週刊社会保障』No.2716。

金成垣 (2013b) 「ポスト『3つの世界』論の可能性」武川正吾編『公共性の福祉社会学』東大出版会。

金成垣 (2013c) 「東アジア福祉国家を世界史のなかに位置付ける」『社会政策』第5巻第2号。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計11件)

金成垣「韓国福祉国家の全体像 後発国の文脈から」『週刊社会保障』, 査読無, No. 2772, 50~55, 2014年。

金成垣「福祉国家化以降の韓国福祉国家『過酷な現実・不安な将来』の諸相」末廣昭編著『東アジアの雇用保障と新たなリスクへの対応』, 査読無, 東京大学社会科学研究所リサーチシリーズ No.56, 57~78, 2014年。

金成垣「福祉国家から社会投資国家へ? 韓国の経験」『生活経済政策』, 査読無, No. 214, 28~31, 2014年。

春木育美・金成垣「社会学における韓国研究の意義と可能性」『現代韓国朝鮮研究』, 査読無, 第14号, 17~30, 2014年。

金成垣「東アジア福祉国家を世界史のなかに位置付ける」『社会政策』, 査読無, 第5巻第2号, 46~55, 2013年。

金成垣「過酷な若年雇用事情は変わるのか 恋愛・結婚・出産を諦める『三抛族』の若者たち」『中央公論』, 査読無, 2013年1月号, 124~129, 2013年。

金成垣「韓国の国民基礎生活保障制度 現状と問題、そしてその特徴」『生活保護』(『福祉+α』第4号)ミネルヴァ書房, 査読無, 244~257, 2013年。

金成垣「後発福祉国家としての韓国 日本との比較」『週刊社会保障』, 査読無, No.2716, 44~49, 2013年。

金成垣「格差社会の中の韓国の若者」『社会福祉研究』, 査読無, 第114号, 92~97, 2012年。

金成垣「後発福祉国家としての日本 全部雇用政策と国民皆保険・皆年金体制の結合」『週刊社会保障』, 査読無, No.2667, 44~49, 2012年。

金成垣「後発福祉国家における雇用保障政策 韓国の選択」『社会科学研究』, 査読無, 第63巻第5・6号, 35~53, 2012年。

〔学会発表〕(計7件)

KIM, Sung-won ``Livelihood Security for the Elderly in Korea; Overview of Korea's Public Pension System`` (Eldercare Policy and Life Security in North Europe and East Asia; Tokyo Keizai University International Symposium, 2015/1/31-2/01, 於・東京経済大学)。

金成垣「福祉国家化以降の韓国福祉国家」(東京経済大学国際フォーラム「日本と韓国における国際協力・経済発展・社会保障の現状と展望」, 2014/9/17, 於・東京経済大学)。

金成垣「日本と韓国における雇用保障と社会保障 後発福祉国家の文脈から」(第9回社会保障国際論壇, 2013/8/25-26, 於・

浙江大学)。

金成垣「後発福祉国家における雇用保障と社会保障 日本と韓国の経験」(社会政策学会関西部会「東アジア社会政策論の構築と方法」, 2012/12/1, 於・大阪経済大学)。

金成垣「韓国における福祉国家のゆくえ 李明博政権の成果と次期政権の展望」(現代韓国朝鮮学会第13回大会, 2012/11/10-11, 於・早稲田大学)。

_____ (金成垣) 『1960-1970 civil minimum

_____』(1960-1970年代の東京府におけるシビルミニマム論の展開—その歴史的意味と現代的課題)(ソウル市民福祉基準設定セミナー「ソウルの社会福祉, いかに創っていくのか?」, 2012/5/10, 於・ソウル市庁)

〔図書〕(計9件)

金成垣・松江暁子「家族政策」土田武史編『社会保障論』成文堂, 165-188, 2015年。

金成垣「日本 戦後における社会保障制度の成立とその特徴」田多英範編『世界はなぜ社会保障制度を作ったのか』ミネルヴァ書房, 231-264, 2014年。

金成垣「日本东亚福利国家研究中的武川-田多論争」(日本における東アジア福祉国家研究と「武川-田多論争」), 鄭功成・武川正吾・金淵明編『东亚地区社会保障論』(東アジア社会保障論) 人民出版社, 287-296, 2014年。

金成垣「ポスト「3つの世界」論の可能性 比較福祉国家研究における段階論と類型論」武川正吾編『福祉社会学 公共性の福祉社会学 公正な社会とは』東京大学出版会, 167-191, 2013年。

金成垣「韓国の社会保障制度はどうか変わったのか」福祉社会学会編『福祉社会学ハンドブック』中央法規, 112-113, 2013年。

(キム・インチュン)・
(コ・ミョンヒョン)・
_____ (金成垣)・ Amnon Aran

『 _____ : _____ 』(生産的福祉と経済成長 福祉国家の事例研究) (アサン政策研究院), 1-436, 2013年。

_____ (金成垣) 「 _____ 」(東京都における非正規労働者の雇用環境整備支援政策) (シン・ギョソヒ)・ _____ (パク・ウンハ) 編『 _____

_____』(ソウル集約勤労者の労働市場分析と政策方向) (ソウル研究院), 200-211, 2013年。

金成垣「福祉国家とポスト福祉国家の狭間で 中国の福祉改革のゆくえ」盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾編『少子高齢社会の公共性』(公共社会学の視座) 東京大学出版

会, 69-86, 2012年。

金成垣「失業者の社会保障」埋橋孝文・于洋・徐宋編『中国の弱者層と社会保障』明石書店, 86-108, 2012年。

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金成垣(KIM, Sung-won)
東京経済大学・経済学部・准教授
研究者番号: 20451875

(2) 研究分担者

()
研究者番号:

(3) 連携研究者

()
研究者番号: